

Title	第二神戸水兵事件
Sub Title	
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部政治学関係 (1983. 10) ,p.395- 421
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000002-0395

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二神戸水兵事件

内山正熊

- 一 はじめに
- 二 六月二十九日神戸事件の事実関係
- 三 神戸地方裁判所の判決
- 四 大阪高等裁判所の判決
- 五 おわりに

一 はじめに

第二神戸水兵事件という以上には、第一神戸水兵事件が存在する。その第一の神戸事件というのは、一八六八年（慶応四年）の一月に起ったフランス水兵と備前（岡山）藩兵との衝突事件のことである。神戸開港の早々に起ったこの事件は、今日まで世に知られること少なく、それは、その犠牲者が岡山の金川地方誌で知られているほか、戦前の一時期にその主役が維新烈士として⁽¹⁾照明を浴びたことがあるのを除けば、日の目を見ることなく看過されて来た明治維新の蔭にかくれた事件であった。

しかし、この百年以上前の第一神戸事件とちがって、第二の神戸水兵事件は、わずか三十数年前に起った戦後の

事件である。それは、昭和二七年四月二八日の講和発効直後九十日以内の出来事であり、しかもこの英国水兵の犯した強盗事件は、国内的な反響だけでなく思いがけなく国際的波紋までもし出した外交事件であったから、これは日本涉外史上の一頁に記録されて然るべきものである。しかるに、それは、日英関係の重大化を招いて当時の視聴をあつめたショッキングな事件であったのにかからず、今日それは何故かその記録が抹消されタブー化されているかに見えるほど少ないのは意外である。⁽²⁾

この第二の神戸事件は、第一の神戸事件が幕末維新の物騒然たる混乱の中に勃発したのであるのに較べて、太平洋戦争の敗戦国であったとはいえ、ながい占領から解放されて独立を回復したわが国がその独立主権を鮮明にする絶好の証左として、司直が本件を毅然として裁いた意味において、すぐれて注目に値する。いわば、第一の神戸事件が全くわが国政府当局によって闇に葬り去られ、史実として従来明らかにされていなかったの⁽³⁾に對して、第二の神戸事件は、占領解放直後の時期に當つたにもかかわらず、司法当局が断乎として外国水兵を裁判し、犯人に懲役二年六月を科したというものであるから、わが国の政治裁判史録として必ず後世にまで残さるべきユニークなものである。この事件に對処した司法部の態度は、占領直後の対外低姿勢が際立つた吉田首相、岡崎外相の政府当局のそれに比較して、理非曲直を明らかにした上で、執行猶予を下すという情理を弁えたものであった。

ここに、この第二神戸事件をとりあげる目的は、まずそれが第一の神戸事件に對比して著しい相違のあることに着目して、その外交的意義を考察することにある。同じ外国水兵をめぐる事件であっても、一世紀以上前には、外国列強の前には平身低頭して、ただ一も二もなくその要求に屈し、事の真相も明らかにすることなく非を一方的にわが国側にあるとして責任を備前藩に帰した明治維新政府のとつた態度と、強盗犯罪を犯した外国水兵を迅速に逮捕し、これを検挙送致して検察庁が敏速に処理して被告を起訴し、断固として懲役判決を下したわが司法当局の

態度とは、まさに雲泥の相違がある。

ここに問題となるのは、英国側からの再三にわたるきびしい抗議要求に対して、わが国が、いかなる反応を示したかということである。政府当局は、岡崎外相が「タカが千七百円」の軽微な強盗事件であると片附けようとしたことに見られるように、そこには英国と事を構えたくないという穩健妥協の下心があつたことは疑いない。しかも、この際英国のイーデン外相から駐英松本大使に対し英水兵裁判について抗議があり、神戸地裁が懲役二年半の刑を科した英水兵二名の英海軍への引渡し要求を行なつたのに対して、「日本側に裁判権あり」と外務省の態度が不変であつたことは、⁽⁴⁾明治初頭から昭和後半まで百年を経た現在のわが国が法治国家として成長したあとを示して感慨深い。

その点は、一八九一年の大津事件と比較すると、きわめて興味深く、問題点を浮彫りにしている。わが国の涉外事件として大津事件はあまりにも有名であるが、大津事件には司法権の独立というところに力点がおかれているところは、この第二神戸事件と共通する特色であると思われる。大津事件においては、ロシア皇太子を負傷せしめた不祥事を何としても円満に解決したいと狂奔する明治政府の司法部に対する強圧に対する大審院長児島の反発反対に焦点が向けられている。すなわち、ロシアの報復を恐怖した政府は、政治的考慮を優先して犯人津田巡查を死刑にすることが絶対に必要だときめてかかり、そのためには日本の法律などかまわずに超法規的に処理して、ロシアの意を迎えようとしたのであつた。ロシアの強大をおそれるあまり、皇室の尊厳をまもるための不敬罪をロシア皇太子に適用することを政府がきめたことに対して、児島惟謙が反発し、明治政府が「ひたすら平身低頭して、たゞ他動的、服従的、屈伏的」な外交方針をとるのに痛憤した結果として、あの司法部としての抵抗を示したのである。強大国の顔色をうかがつて大国の御機嫌を損じないように行動する明治政府に対し、敢えてそれにそむいて無期懲

役という大審院判決を兎島は下したのであって、兎島が政府に反抗して司法権の独立を貫こうとしたのは、政府の軟弱外交姿勢を正そうとしたからであった。彼は「外に対して卑屈なる政府は、内に向つてはその反比例をなして猛虎の威を振わんとする」と痛烈な批判を下しているが、兎島は司法権の独立を叫んで、政府が不当な干渉を司法省に加えようとするのを非難したのである。⁽³⁾

この大津事件と第二の神戸事件とに共通していることは、わが国司法部が行政部とは異なつて法に従つて処理するという態度を断然貫いたことである。それは、第二神戸事件においては、鮮烈きわまるものであつて、この検査処理は迅速果敢であり時を移さずこれを裁き、神戸地裁は断乎厳格に裁判し、大阪高裁もまた、英国水兵二名に対して懲役二年六月、三年間執行猶予の判決を下したのである。

このことは、わが国が世界に普ねく国際法の拠つて立つ属地主義を宣明して、これに基き公務外で軍艦乗組員が上陸した場合の犯罪に対して裁判管轄権を行使した類希な先例をつくつたものである。それは、第一の神戸事件では、同じ外国水兵が起したことも、わが備前藩兵の行列を横断して挑発したフランス水兵の方は何んら罰せられず、逆にわが国の側でその責任をとらされて備前藩士が切腹させられたことと対比して、時代の流れを痛感せざるをえない。時の明治政府は、事の理非曲直を明らかにすることなく、ただひたすらに外国側に陳謝し、その抗議要求を全面的に容れて事件を取捨解決したのであつた。しかるに、第二の神戸事件においては、わが国は、英国の再三にわたる抗議にもかかわらず、司法当局が英国水兵を厳然と裁判して懲役判決を下して、自主独立性を示したのである。それは、司法権の独立を宣明したということだけでなく、わが国涉外史上異例のことといわねばならない。

この事件は、国際法上刑事裁判権は領土所属国にあるとされていても、実際上には国際礼讓の上からこれは行使されないことが多いという慣例があるのに、わが国が裁判権を行使したという点で頗る重要である。この六月二九日

の神戸事件は、法律問題として、

(一) 日本はこの事件を裁判する権限があるか

(二) 被告兩名に対する刑の量定が適當であるか否か

という国際法ないし刑法の視点からとりあげられたのである。この国際法的検討は、わが国斯界の双璧である田岡良一博士、横田喜三郎博士によって精密になされているので、ここにそれを試みることは国際法の専門でない筆者の任ではない。しかし、それとは違って、日本外交史の視座からは、わが国の涉外事件において、この事件ほど鮮明に自主独立性を發揮した事件は類例を見ないものである点に注目したいと思うのである。

いうまでもなく、明治以来わが国の脱亜入欧の基本理念は、外交上とくに著しく、とりわけ親英拜英傾向は抜き難いものがあつた。明治維新政府は、その生誕に當つての助産婦ないし指南役を以て任じていたパークス英國公使に盲従しその頤使に甘んじていたのに較べ、いまや衰えたりとはいへ大英帝国の外相たるイーデンの駐英大使に対する恫喝いかに屈せず、英國の抗議を斥けて英國水兵に裁判権を行使したという事實は刮目に値する。それは、戦争直後、日本海軍は存在せず、従つて日英海軍同士の連絡がないという特殊事情下に発生した、今後わが国外交史上再び出現することはなかるべき画期的な事件である。のみならず、それは単に日本一国のケースではなく、国際法に関心をもつ者すべての参考に供せらるべき先例をなすものである。それ故に、本件について、出来るだけ客観的資料を紹介することに重きをおき、それを通じて第二神戸水兵事件の歴史的意義を考察したいと思う。

(1) 岡久謂城著「明治維新神戸事件」 維新烈士瀧正信顕彰会発行 は、本件について最も周密に紹介したものである。小著「神戸事件」(中公論社 昭和五八年)は内外史料に當つて検討を試みたものである。

(2) 事件の起つた六月二十九日の翌日、三十日、或いは七月一日前後の新聞は、今日、縮刷版で朝日新聞、毎日新聞とも本件に関する記事をのせていない。外務省による日本の外交の最正確記録たる「外務省の百年」にも、「岡崎外務大臣時代」の項において「各国との関係」にふ

れながら、本件について全く言及されていない。

(3) その最たるものは、明治元年そのものを対象とした「明治戊辰」(昭和三年・文明協会発行)がこれをとりあげていないことである。最近刊行された、河出書房昭和五二年増補版「日本歴史大辞典」別巻にも神戸事件は載せられていない。

(4) 朝日新聞昭和二十七年八月六日夕刊、同日付毎日新聞夕刊参照。「強盗水兵の釈放要求・英外務省言明・日本の裁判権認めず」の見出しでは「日米協定準用できず・外務省見解・私的犯罪、日本が処理」とある後で、「違法に非ず、法務省見解」として、「英極東艦隊の水兵の強盗事件の判決について英国側から釈放の要求があったことは公式には聞いていない。日本政府としては国際公法の立場から判決を言渡したのであって、何ら違法ではない。従って将来この水兵を保釈することはあり得るが、判決を無効にはしない」とかかっている。

(5) 田岡良一著「大津事件の再評價」昭和五一年 有斐閣 二七七頁。

(6) 横田喜三郎「軍艦乗組員に対する裁判権—イギリス水兵事件について—」国際法外交雑誌 第五十一巻第六号。

田岡良一「六月二十九日神戸事件」法学論叢 第五十八巻第四号(昭和二十八年一月一日発行 京都大学法学会)。

二 六月二十九日神戸事件の事実関係

対日講和条約が発効した直後の昭和二十七年六月二十九日、朝鮮水域で行動中であった英国軍艦ベルファースト号の乗組員であるスミスおよびステイナーの両上等水兵は、神戸入港に際し深夜外出し金を使い果して両名共謀の上タクシーの運転手の首を絞めて千七百円を強奪し、タクシーを乗りすててバーで飲酒中に生田署員に逮捕されたのであるが、右事実に対し、神戸地方裁判所は、強盗罪として被告両名に懲役二年六月を科したのである。

判決にあらわれたところは右の通りであるが、その間の事情を田岡論文の記すところに従って紹介しておきたい。自動車から逃れた大宮運転手は神戸市警のパトロール・カーに拾い上げられて右の事実を報告した。直ちに全市に警戒線が張られ、小型自動車は元町通三丁目で見えられ、犯人はその近隣のバーで逮捕された。このときNP(海軍憲兵)の腕章をつけた三名の英兵を乗せたジープがかけつけて犯人の釈放を要求した。市警々官はこれを拒み一時緊張した場面を生じたが、丁度米国のMPのジープが通り合せたので、両名を市警本部に連行することができた。

英国のNPは本部まで同伴して、「ベルファースト号は午前六時出帆の予定であるから、右の水兵を引渡すよう、日本の立場は国連軍に協力するものであるから」と執拗に交渉した。しかし神戸市警はこれに譲らず、七月二日神戸地方検察庁の起訴となったのである。

その後神戸駐在の英国領事は、再三検察庁に兩人を微罪処分として釈放するように要求し、公判の日にも呉の軍法會議に事件を移すことを申し入れた。また八月五日の判決の翌日には、英国大使館は、その本国外務省からの抗議をわが外務省に提出した。この抗議は、昭和二十七年五月三十一日附吉田首相から米国大使に宛てた書簡が、「朝鮮における国際連合の作戦に関連して、日本に駐留しまたは日本に来る国連軍の裁判管轄に関して、終局的協定が成立する迄の間、特別に重大な場合を除き、日本の当局は、国連軍の構成員にして日本国内における犯罪のために訴追された者をかれらの本国の軍事官憲に引渡すことを保証しており、且つ特別に重大と判断される場合にも協議をなす約束があった」ことについて日本外相の注意を喚起し、日本がこの約束を守らなかったことを咎めたものである。また「裁判管轄の行使の問題を別としても、兩名に言渡された判決は、英国政府の見解によれば、かれらの犯行の性質にかんがみるとき不当であり、比率を失したものである」と称している。⁽¹⁾

右の事実関係については、本件担当神戸地検の湯川和夫検事の記すところをここに紹介しておくことにしたい。その要点は、事件の検挙送致が迅速であって、事件の発生後僅か一時間余で被疑者が二名共検挙されたが、このとき市警捜査陣の機動化が遺憾なく発揮されたこと、すなわち市警パトロール・カーが被害者から報告を受けるや直ちに活動を開始しパトカー相互に或は本部と密接に無電連絡をとりつつ機敏に行動して犯行直後犯人の所在を発見すると共に被害者を三宮に同行して面割を行ない犯人たることを確認し、また翌三十日には身柄と共に一件書類を神戸地検に送付しているが、その短期日の間に被害者或はその他の重要参考人多数および被疑者を要領よく取調べ

て夫々調査を作成した司法警察員の手腕を賞讃したものである。⁽²⁾

検察庁もこれに応えて迅速に処理し、被疑者兩名及び被害者大宮忠夫の取調べを終え、犯罪の嫌疑十分と認め、七月二日強盗罪として身柄拘留のまま神戸地方裁判所に公判請求をしたのである。

(1) 田岡前掲論文 二・三頁。

(2) 湯川和夫 英水兵事件を顧みて「あゆみ」昭和二十七年二月号(神戸県警本部所蔵) 五一・五二頁。

三 神戸地方裁判所の判決

判 決

国籍 英国

住居 当時神戸港碇泊中の英国軍艦ベルファースト号

同艦乗組水兵

デルキ・スミス

一九三一年七月二日生

国籍 英国

住居 当時神戸港碇泊中の英国軍艦ベルファースト号

同艦乗組水兵

ピータ・ステイナー

一九三一年六月一日生

主 文

被告人兩名を各懲役二年六月に処する。

訴訟費用中、弁護人に支給した分は被告人兩名の各自の負担とし、各証人に支給した分は被告人兩名の連帯負担とする。

理 由

被告人兩名は昭和二七年六月二九日午前〇時四〇分頃、神戸市生田区、三宮神社附近で運転手大宮忠夫の運転する小型自動車（トヨベット、兵五、二〇二二号、所有者港都交通株式会社に乗車し同区第四突堤附近に至った際、共謀の上、突如停車を命じた上被告人スミスが大宮忠夫の背後からその頭部を絞めつけてその反抗を不可能ならしめた上被告人ステイナーが大宮忠夫所有の現金約一七〇〇円を奪い取り、更に畏怖している同人に命じて客席に移らせ被告人ステイナーが絶えず同人を監視し被告人スミスが右自動車を自ら運転して同市兵庫区西出町市電停留所附近に至った際、大宮忠夫が被告人等のすきをうかがって逃げ出したが、なおも右自動車を運転して同市生田区元町三丁目一三〇番地附近に至り同所に右自動車を乗りすて、もって右自動車をも強奪したものである。

証 拠

- 一、証人大宮忠夫の当公廷での供述
 - 一、証人清水マサの当公廷での供述
 - 一、証人森川聡の当公廷での供述
- 一、押取にかかるベルファースト号のネーム入りの英国海軍水兵の帽子のリボン一個

一、証人津田道男、証人入口正の当公廷での各供述

一、被告人ステイナーの司法警察員に対する第二回供述書

一、被告人スミスの司法警察員に対する第二、第三回各供述書

一、被告人兩名の検事に対する各供述調書

法律の適用

刑法二三六条一項六〇条六六条七一条六八条三号

刑事訴訟法一八一条一項一八二条

検事 湯川和夫、高木陸記 出席

昭和二十七年八月五日

神戸地方裁判所

裁判官 小川四郎[㊦]

右判決に対し八月十二日被告人兩名から控訴の申立があり、事件は大阪高等裁判所に係属することとなって神戸地方裁判所の手から離れるに至ったが、この事件は他の一般事件より速かに手際よく処理されたのである。

四 大阪高等裁判所の判決

昭和二十七年(5)第一六一一号

判決

国籍 英国

英国軍艦ベルファスト号乗組

水兵

デルキ　デー　スミス

一九三一年六月二日生

国籍　英国

英国軍艦ベルファスト号乗組

水兵

ピータ　ティー　ステイナー

一九三一年六月一日生

右兩名に対する各強盜被告事件について、神戸地方裁判所が昭和二七年八月五日言渡した判決に対し、原審弁護人から控訴の申立があったので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。

被告人兩名を各懲役二年六月に処する。

但し、この裁判確定の日から各三年間、右刑の執行を猶予する。

訴訟費用のうち、原審において国選弁護人に支給した日当及び報酬は、当該被告人の各自負担とし、その余の原審並びに当審における訴訟費用は、全部被告人兩名の連帯負担とする。

理　由

弁護人工藤敏次郎の控訴趣意、及び弁護人岡田善一、同林三夫の控訴趣意、並びに検事泉政憲の答弁は、いずれもこの判決書の末尾に添付した書面記載のとおりであつて、これに対し、当裁判所は次のように判断する。

第一 刑事裁判権に関する論点について。

一、弁護人等は、本件被告人等はいずれも英国軍艦ベルファスト号の乗組軍人であるから、日本の裁判所には本件について裁判権がないものであると主張する。

刑事訴訟法第三三八条第一号は、裁判所が被告人に対して裁判権を有しないときは、判決で公訴を棄却しなければならぬ旨を規定しているが、右にいわゆる裁判権とは、日本国憲法第七六条第一項に、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」とある。司法権の一部である、刑事裁判権を指すものであることが明らかである。しかるに刑事訴訟法は、如何なる場合に前記の裁判所が被告人に対する裁判権を有しないかについて、明文を以て規定するところがない。

よつてつらつら案ずるに、およそ独立国の主権は国家最高の権力で、その作用を自己の領域全部に及ぼし、その領域内にあるすべての人及び物を支配し得るを原則とするのは、国家存立の必然の要素であるからして、いやしくもその領域内にあるものについては、それが自国民であると、外国人であるを問わず、原則としてこれを支配の対象となし得べきものであつて、この原則はその国家の意思に基く条約その他の合意又は確立せられた国際法規等による明確な事由がある場合にのみ、これを制限することができるのである。このことは日本国憲法第九八条第二項に、「日本国が締結した条約

及び確立せられた国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定してあり、この条規が第一〇章最高法規とある章下のものであること等よりして、日本国が締結した条約、及び確立せられた国際慣習法については、国家として対外的にこれを誠実に遵守する義務を負うのみでなく、国内法事項を定めた条約及び確立せられた国際慣習法については、対内的にも国内法上国家諸機関及び国民各自が誠実にこれを遵守する義務を負うことを明らかにせられたものと解すべきものであることよりも、憲法自身が右制限を受くべきことを認容しているものというべきである。従って主権の一作用たる前記刑事裁判権も、右の原則に従うもので、自国内にある外国人に対しても明確な制限のない限り、これを行使し得るものといわなければならない。そこでわが国における、この制限の有無を検討するに、日米安全保障条約に基づく行政協定による駐留米軍に関するものは、条約による制限であり又わが領域内にある外交使節、外国軍艦等に対する治外法権の認容は、確立せられた国際慣習法に基づく制限であり、外国軍艦の乗組員が公務のため承諾を得て上陸して行った犯罪につき、その本国が裁判権を行使すべきであることも、学説の一致する見解である。以上の外にわが刑事裁判権を制限する明確な事由あることは、これを認められないのである。

翻って、本件起訴状並びに一件記録によれば、被告人兩名は本件発生の数日前、神戸港に入港碇泊中であった英国軍艦「ベルファスト」号乗組の水兵であるが、昭和二七年六月二八日休養のため上陸を許され、神戸市生田区三宮町にある「バーセブン」において飲酒し、所持金を使い果たした結果、兩名共謀の上、翌二九日午前〇時四〇分頃同区第四突堤附近において、乗車していた港都交通株式会社所有の小型自動車の運転手大宮忠夫の背後より頸部を締めつけて、その反抗を抑圧し、同会社所有の自動

車一台及び現金約一、七〇〇円を強取したものであるから、被告人等は外国軍艦の乗組員ではあるが、公務外で上陸し、わが国刑法所定の強盗罪を犯したものであることが明らかである。

かくの如き外国軍艦の乗組員が公務外で上陸中に犯した事件は、前記わが国の刑事裁判権を制限する如何なる事由にも該当しない。即ちわが国と被告人等の属する英国又は同国を含む国際連合加盟国との間に、本件の如き場合における裁判権を何れが行使するかに関し、何等の条約の締結せられていないことは、当裁判所に顕著な事実であり、又本件の如き場合において、犯人の所屬国に裁判権ありとなす少数の国際法学者の学説がないでもないが、その多くは領土国に裁判権ありとの見解に一致して居り、殊に一九二八年の国際法学会で決議せられた「平時外国港にある船舶並びにその乗組員の地位に関する規則」においても、領土国に刑事裁判権あることが是認せられているのは、全く以って決定的な学説であるといふべく、その他各国の実例においても領土国に刑事裁判権あることを前提とする取扱のなされた事例が多くて、犯罪の行われた領土国に裁判権がなく、かえって犯人の属する国に裁判権がありとする確立せられた国際慣習の存在しないことも、当審の鑑定人横田喜三郎の供述により明白である。

しかして刑法第一条第一項には、「本法ハ何人ヲ問ヘス日本国内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス」と規定してあるから、神戸市で行われた本件犯罪については、刑法を適用して処断すべきものであって、被告人等が英国軍艦の乗組員であることを理由として、わが国裁判所の刑事裁判権を否定する弁護人の所論は当を得ざるものである。

二、工藤弁護人は、ベルファスト号は英国政府儀礼艦として、日英親善の使命を帯びて神戸港に來航し

たものであるが公式儀礼艦は一般軍艦の享くべき特権はもとより、国際礼讓に基く特殊の国際法上の地位を保有しているのであって、従ってその乗組員が被派遣国の領域内で公務外の犯罪を犯した場合にも、身柄を軍艦に引渡す慣行があると主張する。

しかし所論ベルファスト号が英国政府から公式儀礼艦として派遣せられたものであることについては、その確証がないのみならず、仮りに儀礼艦であったとしても、儀礼艦の乗組員に対し、刑事裁判上他の軍艦の乗組員と別異な取扱をなすべき国際慣習が確立していることを認め難いので、所論は採用することができない。

三、次に工藤弁護人は、「国際連合加盟国軍隊構成員などの刑事事件に関する吉田内閣総理大臣からマコーフィー米国大使宛の一九五二年五月三十一日附書簡」（以下吉田書簡と略記する）によっても、本件について日本側に刑事裁判権なしと主張する。

しかし右吉田書簡なるものは、検事も指摘するが如く、今次の平和条約発効後、日本国と国際連合加盟国との間に協定成立に至るまでの間における国際連合加盟国軍隊構成員などの刑事事件に関する取扱方針を日本政府から申入れたものであるが、交換公文の形式をも執って居らず、日本側の一方的通報に止まっているのである。従って右書簡を目して、条約その他の国家間の合意としての法的拘束力を有するものといふことはできない。

しかも右吉田書簡の内容は、

(一) 国際連合加盟国の軍隊の構成員などに対する裁判権は、国際法及び国際慣習の準則に従って行使される。

(一) 特にこれらの軍隊の駐留区域以外において行われた犯罪事件については、国際法及び国際慣習の確立した準則について不明確な点がある場合においては、日本国政府と関係国との間の協議により事件ごとに決定が行われるものとする。

(二) 日本国の当局は罪を犯したこれらの軍隊の構成員などを逮捕したときは、次の四に掲げる場合を除いて、犯人をその所属国の軍当局に、原則として引渡すように取計らう。

(四) 特別の重要な事由がある場合には日本国の当局は犯人を拘置しつつ、前記の(一)のような協議を直ちに行う。このような協議により四八時間以内に決定が行われない場合には犯人を将来日本国の当局に引渡すべきことを条件としてその所属国の軍当局に引渡すように努力する

ことを主眼とするものである。よってこの書簡のとおり実行する場合においても、本件の如き刑事事件の裁判権につき、国際法及び国際慣習の確立した準則において不明確な点がないとの見解を採れば右(一)により処置すべきであり、不明確な点がありとすれば英国側と協議して決定すべく、しかも特別重要な事由がある場合に該当しないものとすれば、右(二)により犯人を逮捕したときは、原則として犯人を所属国の軍当局に引渡すべくもし特別重要な事由あるものとすれば、犯人を拘置しながら協議し、四八時間内に決定ができない場合に右四所定の条件の下に犯人を所属国の軍当局に引渡すように努力するを以て足るものである。しかも右書簡は日本側がかかる措置をとることを考えて居り、直ちに実施せらるべきものであることを明らかにしたものである。従ってこれは単に行政機関の権限においてなし得べき事項に関し、かかる措置をとるべきことを闡明したに過ぎないものであって、司法機関たる裁判所の裁判権の行使に制限を加うるが如き内容は何等包含していないものである。

よってこれがため、わが国裁判所の有する裁判権は何等の消長を来たすものではない。されば仮りに右吉田書簡に則って処置すべきであるのにこれをしないで、檢察当局が敢えて本件公訴を提起したものとすれば、行政機関において、右書簡に定むる英国との協議をなさず、ひいては場合により被告人等を英軍当局に引渡さなかつたという非難は免れず、国際信義の上において心すべきことではあるが、裁判所を構成する裁判官としては、いやくも公訴の提起があつた以上、日本国憲法第七六条第三項により、憲法及び日本国が締結した条約並びに確立された国際法規を含めた法律にのみ拘束せられ良心に従ひ独立してその職権を行うべきものであつて、条約その他の国家間の合意でない右吉田書簡に拘束せらるべき限りではないから、本主張も理由がない。

四、更に岡田、林両弁護人は、本件は対日平和条約発効後九〇日以内における占領軍たる英国水兵の犯罪であるが、右撤退猶予期間中における占領軍の地位については、資格を失つた大使、公使等の外交使節の場合に準じて取扱われるべきものであつて、占領軍として従来有していた特権は直ちに喪失すべきいわけではないから、撤退猶予期間中は、旧占領軍に対し、わが国の裁判権はこれを行行使し得ず、従つて原審は被告人等に対して裁判権を有せざるものであると主張する。

しかし対日平和条約第六条にいわゆる連合国の占領軍とは右条約発効当時日本国の領域又はその附近にあって、日本占領の任務に従事していた陸海空軍を指すものと解すべく、従つて講和発効当時他の任務に従事していた軍艦がその後たまたま日本の領域内に来航した場合、右軍艦並びにその乗組員に対し、占領軍が有したと同一の特権を与えなければならぬ理由は見当らない。しかして被告人スミス の当公廷における供述によれば、ベルファスト号は右対日平和条約の最初の効力発生前より本件

当時神戸来航の直前まで、朝鮮水域における戦闘任務に従事していたものであることが認められるけれども、占領軍所属艦として日本占領の任務に就いて居り任務終了と共に撤退準備中のものであったことを首肯するに足る何等の証拠も存しないのである。しからば前記条約第六条による外国軍隊の日本国の領域における駐屯又は駐留に関する協定において何等かの規定の設けられない限り、冒頭説示の原則に従うべきは当然であるから、所論も亦失当たるを免れない。

五、最後に岡田、林両弁護士は目下英国との間に同国軍隊が国連軍としてわが国に駐在する場合の取扱に関する、いわゆる国連軍協定の交渉中であるが、その最中に一定の事件に対し、既にわが国に裁判権ありとしてこれを審判することは事実を以って右の交渉に答える結果となり、国際慣習に違反すると主張する。

しかし所論を以ってすれば、本件を日本国において裁判せず、被告人等を英国に引渡して英国側が裁判権を行使することもまた、事実を以って交渉に答える結果となり、国際慣習に違反するものといへば、結局被告人兩名に対し、日英両国いずれも裁判権を行使することができない筋合となるのである。かかる事態の発生を放置することが果して正義に適合する所以であろうか、所論の謬てることはすでに明白である。しかもいわゆる国連軍協定の交渉のうち、裁判権に関するものは、本来日本側にある裁判権の行使を停止して、国連軍側に裁判権を行使する権限を与えるべきか否かに関して行われているのであって、交渉の結果をまたねば裁判権の帰属が決定しないのではないのであるから、これが交渉中と雖も被告人等に対し日本の検察当局が公訴権を行使し、日本の裁判所がこれを審判するのは、国際法上当然の条理である。かくの如き場合に事実行為を以って交渉に応えたということは

きないのであるから、この点よりするも、右主張は理由がない以上説示するところにより明らかな如く、本件犯罪地を管轄する神戸地方裁判所は被告人等に対する裁判権を有するものというべく、従って原審が被告人等に対する本件公訴を棄却しなかつたのは相当であり、その控訴審たる当裁判所また本件公訴を棄却すべき何等の事由もないわけであつて、弁護人等の論旨はいずれも理由なきものとしてこれを排斥する。

第二、事実誤認に関する論点について。

一、弁護人は、被告人等は本件自動車について、不法領得の意思がなかつたのであるから、右自動車をも強奪したと認定した原判決には事実の誤認があると主張する。

しかし原判決挙示の証拠によると、被告人兩名は共謀の上神戸市生田区第四突堤附近で自動車運転手大宮忠夫から、現金約一、七〇〇円を強奪した後、被告人スミスから頸部を絞めつけられる暴行を受け、極度に畏怖せる右大宮運転手を自動車の客席に移らせ、被告人ステイナーの監視の下に大宮運転手の自動車に対する占有を奪い、被告人スミス自ら自動車を運転して、さきに飲酒遊興していた三宮神社附近のパーセブンセブンへ引返そうとしたが、地理不案内のため、右運転手を客席に押込んだまま数十分間にわたり神戸市内を走行し、同市兵庫区西出町市電停留所附近で、同人が危難を感じて被告人等のすきをうかがい、逃げ出してから後は、全く被告人兩名のみで右自動車を運転して同市生田区元町通三丁目附近に至り右自動車を乗り捨てた事実を認め得るのである。果してそうだとすると、被告人等は権利者を排除し、他人の物を自己の所有物と同様に、その経済的用法に従い、これを利用する意思、即ち不正領得の意思を以つて、本件自動車に対する大宮運転手の所持を奪つたものと

いふべく、なお右不正領得の意思とは、永久的にその物の経済的利益を保持する意思であることを必要としないのであるから、被告人等が途中で右自動車を乗りすてた事実があつても、自動車に対する強盜の成立に何等の妨げとなるものではないのである。(昭和二六年七月二三日最高裁判所第二小法廷判決参照)されば原判決が被告人兩名共謀して判示自動車をも強奪したと認定したのを目して、事実を誤認したものといふことはできないので、論旨は理由がない。

二、更に弁護人は、被告等は本件犯行当時飲酒酩酊し、心神耗弱の状態にあつたと主張する。

よつて記録について調査するに、原審第二回公判調書によると、バーセブンセブンの経営者清水マサは被告人等は本件犯行当夜一人前約一ダースのビールを飲んだと証言しながら、酩酊の程度については、酔つて居ただらうと思ふと言葉を濁しているし、又原審第三回公判調書によると、右バーの女給井上敏子は、被告人等は大分ビールを飲んだようであるが、正確な量はわからないと供述するに反し、前記大宮運転手や被告人を逮捕した神戸市警察局勤務巡查津田道夫等は原審において被告人等は当夜少しも酩酊していなかつたと証言している。そこで当審において、被告人兩名に質問し、又証人吉田慶子を取調べた結果によると、被告人等は当夜八時頃から一一時頃までの間にビール各一ダース位を飲み、相当酔つていたことを首肯し得られるのであるが元来酒量は各人によつて同一ではないし、酩酊の程度もその日の身体の状態等によつて一定していないのみならず、酩酊しているからといつて、必ずしも刑法上心神耗弱の状況にあるものといふことはできないのである。

弁護人は被告等が第四突堤附近で運転手から現金を強奪した後、その犯跡を蔽わんとせば、直ちに現場から逃走して、傍らに碇泊中の軍艦に乗艦するか、若しくは運転手を自動車から引摺り降した上、

被告人等自ら自動車運転して逃走するのが一般であると思料せられるに拘らず、運転手を自動車に同乗せしめたまま目当もなく運転し、途中ヒューズが切れるや停車して運転手にその故障を修理せしめ運転手がすきを見て逃走するもこれを追おうともせず、パーセブンセブンに引返せば当然逮捕せられる虞があるに拘らず、一向意に介せずして再び右パーへ引返した点、制帽のリボンを車内に遺失していた点、及び折角入手した現金を紛失してこれに気付かなかった点等を挙げて、強度の酩酊により正常な精神状態を欠いていた証左であるといふけれども、それ等の事実のみを以てしては、未だ被告人等の精神に異常があったとは認め難いのみならず、かえって被告人等が当審において自供する如く地理不案内の市中を自動車で疾走しながら、何等の事故を生ぜしめることなく、最後に自動車を途中で乗りすてて徒歩にて無事にパーセブンセブンへたどりついている事實は、むしろ被告人の精神状態にさしたる障害がなかつたものであることを首肯せしむるに足るものがあるので、原判決が被告人等が本件犯行当時心神耗弱の状態にあったものと認定しなかつたのは相当であり、この点において原判決に事実の誤認ありとする論旨は理由がない。

第三 量刑不当に関する論点について、

弁護人が縷説する諸般の情状を仔細に検討するときは、原判決が被告人等に実刑を科したのは、後記当裁判所の判決において示す情状に照らし、その当を得ざるものと認められるので、弁護人の本論旨は理由があり、この点において原判決は破棄を免れない。

よって刑事訴訟法第三九七条第三八一条に則り原判決を破棄し、本件は当裁判所において直ちに判決することができるものと認められるので、同法第四〇〇条但書により次のように判決する。

原判決が挙示の証拠によって認定した事実を法律に照らすと、被告人等の所為は各刑法第二三六条第一項第六〇条に該当するところ被告人等は朝鮮よりたまたま来航した際前記の如くわが国民に対し最も破廉恥なる強盗罪を敢行して平静なるべき社会生活を騒がし、市営電車、バス等の運転時間終了後における市民のいわゆる足たる交通機関従業員に脅威を与え、しかも最近英米兵によるこの種事犯発生の漸増の現状に想をいたすとき、特別及び一般警戒上蔽罰に処する要あるに似たるも、更に翻って被告人等は本件犯行当時、心神耗弱の状態に達していなかったにせよ、相当飲酒酩酊していたようであり、犯行の動機も上陸の際所持していた所持金を使い果し、出陣前夜の歓楽を求めて更にその資を獲んと欲し、とつさに決意した偶発的のもので計画的でなく、強盗の手段として兇器を使用したわけでもないのみならず、自動車はすでに被害者に返還せられ、被害金額についても弁償せられているのであるから、これらの情状に鑑み、同法第六六条、第七一条、第六八条第三号に則り、酌量減輕をなした刑期範囲内において、被告人兩名を各懲役二年六月に処すべく、なお被告人等の当裁判所の面前における態度等に徴し、相当改悛の情あるものと認められ、且つは被告人等は年齢未だ二一歳の青年であり、いずれも数年間英国海軍の勤務に服し、嘗つて刑事上の処罰を受けたことなきは勿論、上司より性格極めて善良なる旨を証明せられて居り、なお故国にある母の許へ給料の一部を割いて送金し、孝養を尽していること、並びに在日英国大使館ロバーツ公使の言明によれば、被告人等は本裁判以外に英海軍当局により軍律に照らし更に処断されることになっていること等を参酌し、この際実刑に服せしめることなく、その刑の執行を猶予し、祖国英国の軍務に服するか、或いは英国の一市民としてか、いずれにするも、贖罪更生の生活を送らしめる方が適當であるとし、同法第二五条を適用して、この裁判確定の日から三年間右刑の執行を

猶予すべきものとし、訴訟費用については、刑事訴訟法第一八一条第一項第一八二条に従い、その負担を命ずることとする。

よって本文のとおり判決する。

検事 泉政憲 関与

昭和二十七年一月五日

大阪高等裁判所第六刑事部

裁判長判事 岡 利 裕

判事 国 政 真 男

判事 石 丸 弘 衛

〔右判決文は、国際法外交雑誌第五十二巻 第三号 に「公文書」として記載されている〕

五 お わ り に

この第二神戸水兵事件の現代的意義はきわめて大きい。それは、何よりもまず国際法上の問題として、それが外国領土における軍艦乗組員の地位に関して、その裁判管轄権の及ぶ範囲がこの事件で再検討されることになったことである。この事件が起ってわが国の国際法学者は、軍艦乗組員に対する裁判権を俎上にして、公務外で上陸した乗組員には治外法権が及ばないことを改めて確認したのである。六月二十九日の英水兵事件に関して、一般国際法に従って日本が裁判権を行使したことについては何ら差支えないことが明瞭にされたのであるが、ただ法律上は裁判権があっても実際はこれが行使されないという慣例があったのに拘らず、本件においてはこれに背いて裁判が行な

われ実刑が科されたのは意義深い。そのケースを調べても十七件中実質的に裁判権が行使されたのは、僅か二件であった。⁽¹⁾それ故に、裁判権の問題として、英水兵に対し日本に裁判権があるのは法理上当然であるにしても、この場合わが国が実際にそれを行使することを阻む事情があったことに注意すべきである。すなわち、一般国際法の規定を排除する特殊事情の有無が問題であったのである。

ここに留意すべきことは、占領時代の延長として日米間には一九五二年二月二八日の行政協定第十七条によって、米国兵力の構成員、軍属、家族が日本領土内で犯したすべての犯罪に対してアメリカの裁判所が専属的裁判をもつと規定されていることである。この日米協定第十七条は、英国の水兵に適用されないことはいうまでもない。かの英水兵は、国連軍の一部ではあっても、米軍の構成員ではない以上、日米行政協定を拡大解釈して、第十七条を米軍以外の軍人に適用することは出来ないこと明らかである。殊に昭和二七年四月二八日の講和発効によって戦争状態が終了したのであるから、その後日本に残留する英軍は占領軍ではないことも明らかである。

然るに英国側は、自動車強盗事件で神戸地裁が懲役二年半の判決を下したことに強く反発して、イーデン外相は松本駐英大使の来訪を求め、刑を言渡された英水兵二名の英海軍への引渡しを要求し、日本側には英兵に対する裁判権のないことを強調した。「ロンドン一九五二年八月五日A P 特約」松本大使はイーデン外相の要求を日本政府に伝達することを約したが、この英水兵裁判をめぐる日英両国の外交関係は重大化したのである。ここに、英国政府が日本政府に対し抗議を申込んで来たことによって、国内問題としてよりも国際問題として脚光をあびるに至ったのである。この問題は日本と、米軍を除く国連軍との協定が未決定である間隙に起ったものであるが、英国のみならず、マーフィー米大使が英国側主張を支持したことは、愈々事態は深刻化したのである。岡崎外相は、「この問題は強盗事件とはいえず千七百円程度の被害であるし、一方日英間には戦犯釈放問題、日英支払協定及び国

連軍の地位に関する協定などの重要な問題があるので、この英水兵強盗事件はとくに冷静かつ慎重に考慮したい」と述べ、その早急な円満解決を要望したのである。

然るに、この事件に対して木村法相は、「日本に裁判権あり、清原通達に変更なし」として、「行政機関の介入は不可」という態度を表明したのである。「神戸英水兵事件はすでに裁判所へ委ねられた事柄であり、行政機関としての我々法務省や外務省が何ら口を入れるべき筋合のものではないと考える」（八月一日毎日新聞）と語り、イーデン外相とマーフィー米大使の日本政府への申入れに対して岡崎外相が妥協的な動きをしたのとは対照的な姿勢を示したのであった。

世論もこれに対し強硬な反応を示し、国連軍としての英軍に対する管轄権について、米軍との差違を指摘し、米軍が属人主義の特権をもつのは日米安保協定により、日本の要請によって米軍が駐留しているからであるが、日本は英軍には、北大西洋条約の行政協定と同様の取扱いをすべきであり、属地主義をとって然るべきであって、英軍に対して特権を与える根拠はないとしたのである。

むしろここで真に問題としなければならないのは、一九五一年九月八日の日米安全保障条約調印に際して吉田首相がアチソン國務長官との交換公文で、講和条約発効以後も、日本が国連組成国の軍隊を日本国内に許容し、便宜を与えることを約束していることである。この吉田・アチソン交換公文が仮に有効であったとしても、それが日本国内における国連軍の將兵に裁判管轄権を免除する根拠にはならない。

さらに問題とすべきことは、五月三十一日附の吉田書簡である。その要点として、朝鮮で作戦に従事している国連軍の構成員について、「日本国の当局は罪を犯したこれらの軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族を逮捕したときは、つぎの四に掲げる場合を除いて犯人をその所属国の軍当局に原則として引渡すようにとりはからう。

四、特別の重要な事由がある場合には日本国の当局は犯人を拘置しつつ前記二のような協議を直ちに行なり。このような協議により四十八時間以内に決定が行なわれない場合には犯人を将来日本国の当局に引渡すべきことを条件としてその所屬国の軍当局に引渡すよう努力する。」とマーフィー米大使宛の国連軍構成員などの刑事事件の取扱いに関する昭和二十七年五月三十一日附書簡で申入れているのである。

この吉田書簡こそ英国の抗議の根拠とされたものであるが、それは、日米行政協定が米国一国だけの関係であるのに、朝鮮戦争に参加する国連軍という不特定多数の国の軍隊に包括的な治外法権を認めるとするのは、実に由々しき重大なことである。⁽²⁾この吉田書簡と神戸英水兵事件との関係について、岡崎外相は、書簡で裁判権については基地外で公務執行中に行なわれない犯罪には日本に裁判権があることは国際法上明らかであるから、神戸事件の場合日本に裁判権があるとし、また犯人引渡は国内法の建前から行政府の管轄外にあるとしたのである。本件について外務当局は、基本的に裁判権が国際法によって日本にあるとして裁判の正当性を認めたのである。英国大使館が外務省に犯人引渡を求めてきたときも、外務省は判決が下った以上その刑の執行は日本側で行なうべきであり、身柄引渡要求には応ずることはできないとしたのであった。

この英水兵事件については、司法部の態度が外からの干渉を排して、日本が法治国として、外国関係の事件でもあくまで法律の正しい解釈と適用によって正確合理的に処理する方針を明らかにしたのはいうまでもないところである。日本は独立国であり、法治国であるという気概をもって、この神戸水兵事件に対処したのは、司法権独立の伝統を継承したものにほかならない。

この第二神戸水兵事件は、講和発効直後の国家国民あげての独立回復気運を象徴したものであった。それは、国際法上軍艦に関する治外法権の範囲を再検討して、公務外乗組員に対する沿岸国の裁判権を確認したという国際法

上の意義のみならず、それが英国からの抗議を排して法理に基いて自己主張を貫いた意味において、昭和の大津事件ともいべき日本外交史上画期的なものであり、その意義はすぐれて大きい。そこにわれわれは明治初頭の第一神戸水兵事件と対比して、わが国が近代法治国家として成長した姿を見出すであろう。

- (1) 前掲 横田論文 国際法外交雑誌 第五十一卷第六号一九頁。
- (2) 前掲 田岡論文 法学論叢 第五十八卷第四号三七頁。

追記 本稿執筆に際し最も参考になったのは、田岡良一博士の「六月二十九日神戸事件」であった。そこには法律学的見地からする精緻なアプローチによって問題の所在が適確に提示されている。なお、本件関係資料のアクセスについては、高野雄一教授の御高示に負うところが多い。こゝに両教授に対して心より感謝の意を表する次第である。